

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	元町まちづくりセンター運営業務
発 注 課	東区市民部地域振興課
選 定 事 業 者	札幌市東区元町まちづくり連合会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱（平成20 年9 月22 日市民まちづくり局理事決裁）第5 条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。元町まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「札幌市東区元町まちづくり連合会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1 項第2 号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2 第1 項第1 号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（ 第48条・ 第91条 ） 第1 項（ ）（ア～キ又は ア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和7年2月21日